

テクノロジーマップにおける トラスト確保の仕組みについて

2022年12月1日(木)

デジタル庁

デジタル臨時行政調査会事務局

デジタル臨調における規制改革への取組【再掲】

1. 現状

- 20年以上、日本の実質GDPは欧米諸国と比べ停滞。所得も伸びず。最大の要因の一つがデジタル化の遅れ
例) 2000年を100とした場合の日米英の2020年実質GDP：日本109.5、米139.9、英124.1（内閣府）
- 日本は少子高齢化の中で、今後人口減少が進みあらゆる産業・現場で人手不足が進む恐れ
例) 2019年1億2616万人のところ、2030年1億1912万人（704万人減）、2050年1億192万人（2424万人減）の予想（国立社会保障・人口問題研究所）

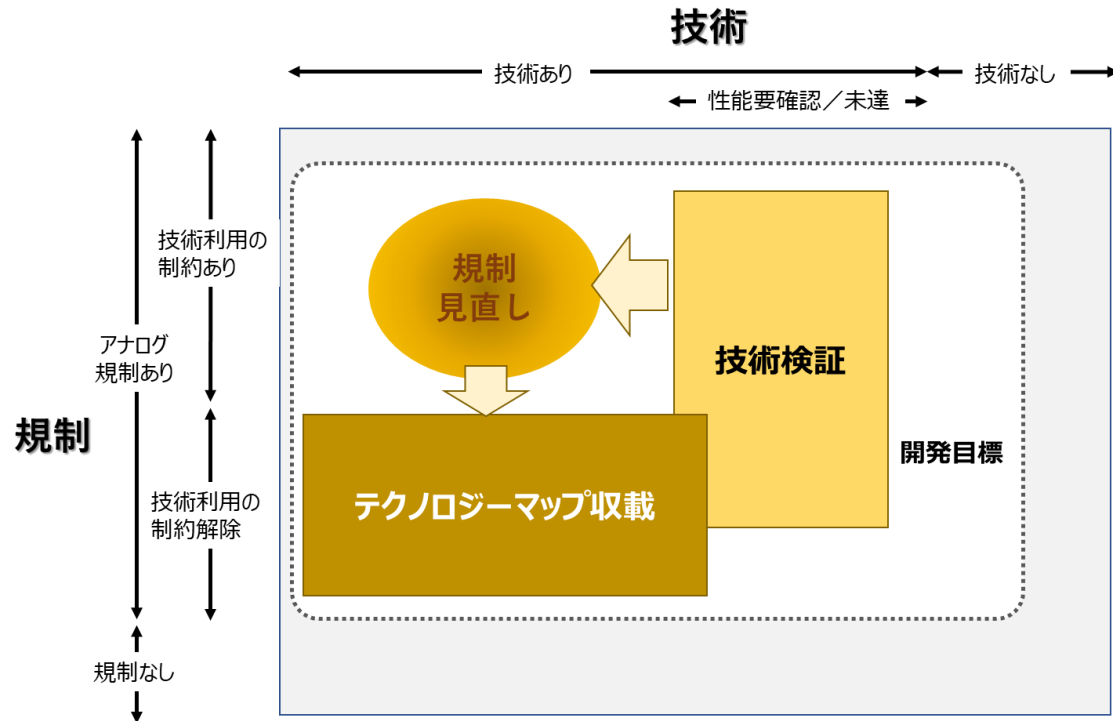
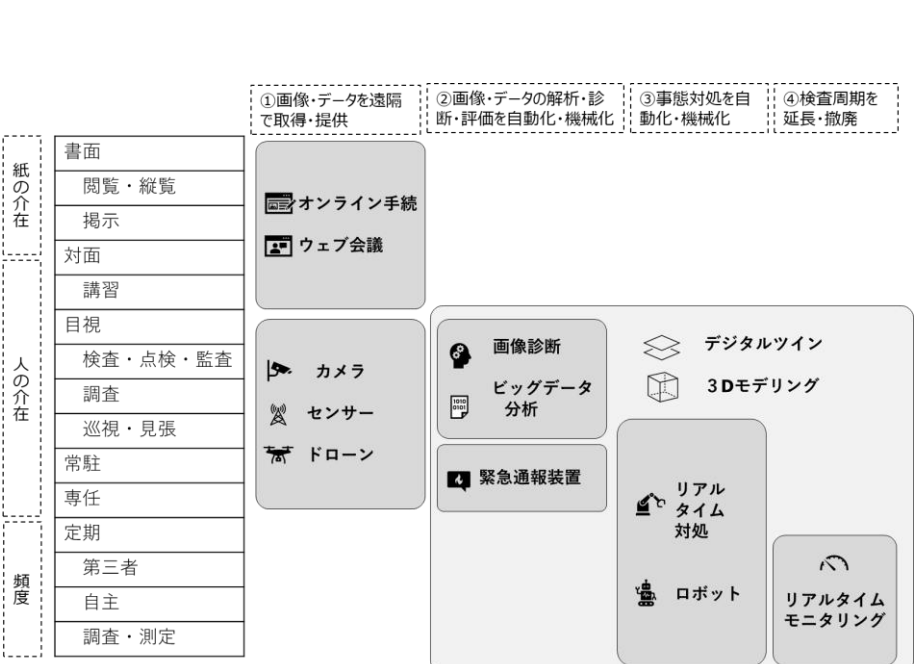
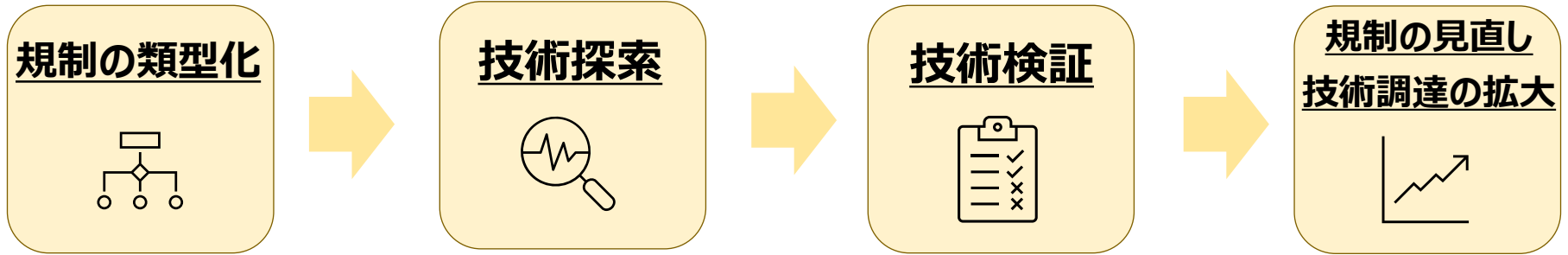
2. 政策対応（デジタル化を阻害するあらゆる規制の点検・見直しを進める）

- デジタル原則に基づき4万以上の法令についてアナログ的な規制を洗い出し、2年を目途にデジタル原則への適合を実現を目指す
- 規制の見直し方として年間数十件の個別案件を対象とするやり方では時間を要する。そのため、
 - ・ あらゆる企業等の持つAI・ドローン等の技術を活用するためのテクノロジーマップを整備し
 - ・ テクノロジーマップに応じて数千以上ある規制を類型化して一括的な見直しを行う
- デジタル田園都市国家構想のデジタル基盤整備等と連動して、社会全体でのデジタル化を推進

3. ねらう効果

- アナログ的な規制を見直し、デジタル化の力を最大限発揮することで経済成長を実現
経済効果の例) 中小企業のAI導入：推計11兆円、行政手続コスト20%削減：推計1.3兆円
- 現場の人手不足の問題を解消し、生産性を高め、所得の向上につなげる
例) 建設現場における技術者の配置専任規制 → 遠隔での監督等デジタル技術の利活用の検討開始
- 先端的な技術を迅速に所管省庁の現場がとりこむことで社会全体のDXを加速
例) 国交省の道路点検では、点検ガイドラインの整備を基軸に、最新技術を現場で活用、こうした取組を全省庁に横断的に拡大し、我が国の行政が迅速にテクノロジー活用する基盤を作る

テクノロジーマップ整備の全体プロセス【まとめ】



テクノロジーベースの規制改革推進委員会のゴールと論点

委員会のゴール（再掲）

- デジタル原則に適合しない規制や行政サービスの見直しを加速化するため、先端技術の活用事例（ベストプラクティス）についての知識ベースを共創
- 同類型の規制への横断的な活用と官民による調達を促進
- 技術利用を想定したリスクの再評価を通じて規制のあり方を不断に見直し
- 国民生活を多様なリスクから最も効果的に守りながら、さらなる技術開発目標を提示することでグローバルな市場創出・展開につなげる

論点

第2回会合

- テクノロジーマップ掲載情報のあり方
- テクノロジーマップの対象領域と全体プロセス

今回（第3回）会合で議論

- **テクノロジーマップ掲載技術のトラストを確保する仕組み**

残る論点

- 編集方針：テクノロジーマップの発行主体、責任主体、ターゲット等
- インセンティブ設計：テクノロジーマップが継続して更新・活用される仕組み

1. テクノロジーマップ掲載技術の トラストを確保する仕組み

トラス​​ト確保にあ​​た​​つ​​ての考​​慮事​​項

トラス​​ト確保の要​​請

- ✓ テクノロジーマ​​ップ・技術カ​​タ​​ログは、規​​制官​​庁、規​​制実施主​​体、規​​制対​​象事​​業者等による調​​達や規​​制見直​​し等に影響を​​与​​えることを想​​定し​​て​​いること​​から、掲​​載さ​​れる情報に一定の真正性／真​​実性（ト​​ラス​​ト）確保が求​​め​​ら​​れる



スピード・コ​​ス​​ト面の要​​請

- ✓ 技術保有企業から誤​​つ​​た／虚偽の技術情報を申告さ​​れる可能性があ​​るが、一つ一つ​​の技術情報の実態を完全に事前検​​証​​することは、コ​​ス​​ト面、スピード面、専門性を考​​慮​​しても非現実的
- ✓ 技術進展に​​応​​じて最新の情報​​が​​迅速に収集／掲​​載／更新さ​​れなければ、テクノロジーマ​​ップはそもそも参照さ​​れない

テクノロジーマ​​ップ・技術カ​​タ​​ログの目的を効果的に達成でき、かつ現実的なト​​ラス​​ト確保の方策を検​​討する必要がある。

トラスト確保の仕組み

先行公募における整理

技術カタログは、あくまでデジタル化を検討する上での参考情報を提供するものであり、カタログに掲載する個別技術について、国が認証・認可等を行うものではない



規制所管省庁との連携



規制遵守の必須要件（カタログ掲載項目）の設定、技術検証の要否の判断等は当局との対話を通じて行う



各種認証取得



どのようなセキュリティ認証をとっているか等はアピールできるようにし、調達要件に盛り込むかを判断する

<対応①>

テクノロジーマップに直接関与する主体※それぞれの情報の掲載・利用に係る責任分担をあらかじめ定め、透明性と予見可能性を確保できないか

※テクノロジーマップ運営主体、規制所管省庁、情報掲載者（技術保有企業等）、技術利用者（規制対象事業者等）

<対応②>

トラスト／品質保証（QA）枠組みの構築・運用は、テクノロジーマップに直接関与する主体以外の専門性の高い外部機関等の支援を得るべく調整できないか

情報の掲載・利用に係る責任範囲と分担の明確化

- ✓ **テクノロジーマップに直接関与する主体それぞれについて、情報の掲載・利用に係る責任分担等を定めた「マニュアル」を策定し、テクノロジーマップ・技術カタログにあわせて公表する**

＜マニュアルに記載する責任分担の例＞

①テクノロジーマップ運営主体

- 掲載情報の事前審査は、機械的に処理できる形式上の要件を除き、原則行わず（個別の掲載にあたって認証・認可等を行わない）、掲載内容は参考情報として位置づける

②規制所管省庁

- 規制の目的に照らして必要な性能要件や、技術を利用する上での判断材料となる情報（制約事項など）が事前に明確になるよう、掲載項目の精緻化に協力する
- 技術利用者の責任において掲載技術を採用できるよう規制を見直す

③情報掲載者（技術保有企業等）

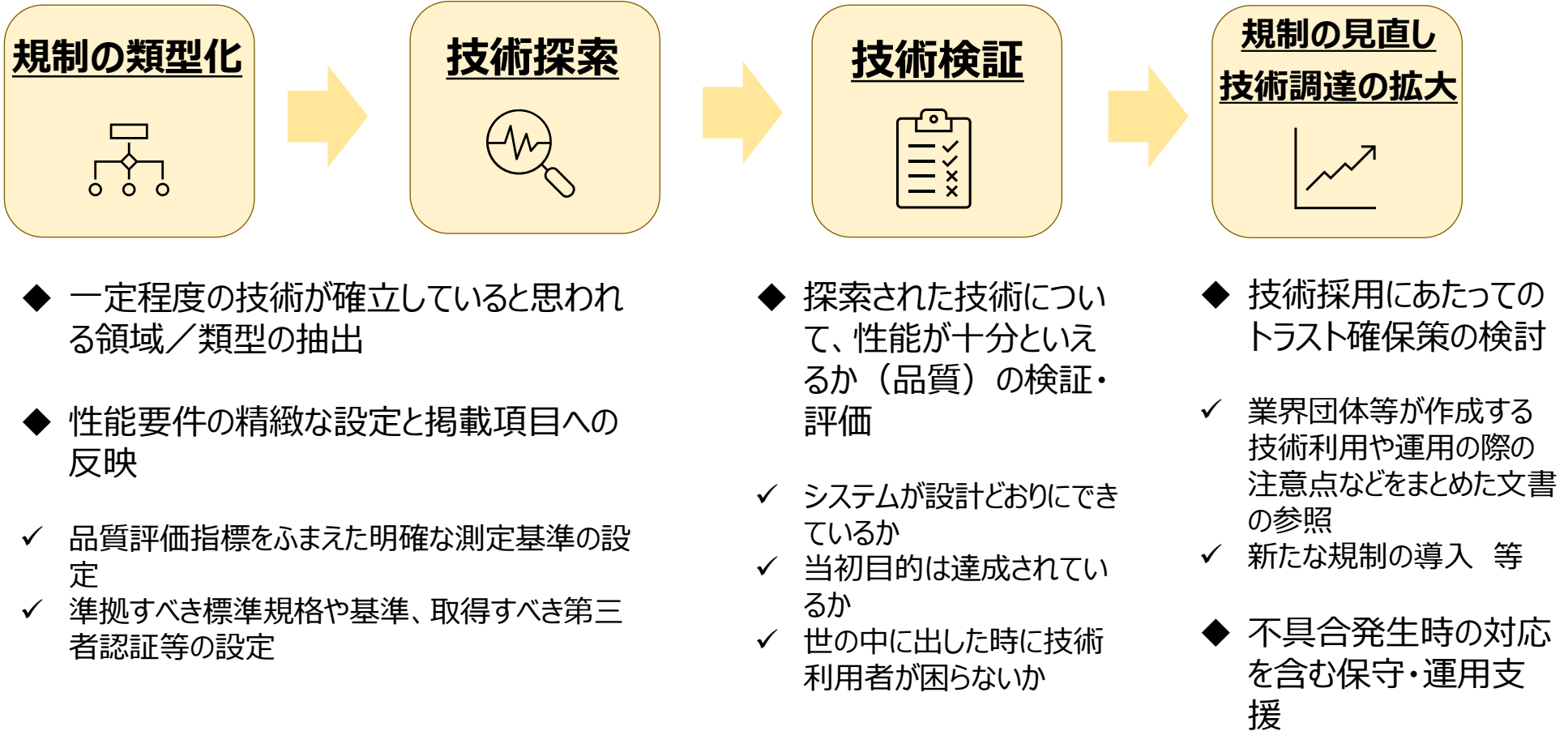
- 掲載情報に関して責任を持ち、ニーズとのミスマッチを避けるべく留意事項を明記するほか、内容のアップデートを適切に行う責任を負う
- 虚偽情報掲載などの不正な行為に対しては、事後的な措置（虚偽があった旨の公表やテクノロジーマップへの掲載停止など）を受ける

④技術利用者（規制対象事業者等）

- 掲載技術の採用は技術利用者の責任において行う
- 掲載情報や技術利用の際に疑義が生じた場合はフィードバックする

トラスト／品質保証（QA）枠組みの構築・運用

- ✓ テクノロジーマップ・技術カタログのトラスト確保に向けて、整備プロセスのそれぞれの段階において、専門性の高い外部機関等のレビューやアドバイスを受ける仕組みを構築する。



トラス確保のためにテクノロジーマップに収載すべき情報

	各主体による関与
規制遵守の必須要件	<p>① 規制所管省庁 になるべく具体化して示し、制度運用中に随時フィードバックを行う</p> <p>② 専門性の高い外部機関等 の支援を受け、精緻な性能要件を設定する</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 品質評価指標をふまえた明確な測定基準の設定✓ 準拠すべき標準規格や基準、取得すべき第三者認証等の設定
制約条件、使用上の注意点等に関する情報 例： ・ 気候等の使用環境条件 ・ カメラが検知できる画角等の技術性能の限度 ・ 知的財産権や取得データの取り扱い責任	<p>① 技術保有企業 に留意事項の表明を求める</p> <p>② 規制所管省庁等 が作成する規制実施に関する手法や注意点などの文書／ガイドラインを参照文献として指定する</p> <p>③ テクノロジーマップ運営主体 が、専門性の高い外部機関等 の支援を受け、技術の選択時に参照すると役に立つガイドブック類 を情報提供する</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 技術解説記事や、技術に関する基礎資料✓ 個別技術ガイドブック：企業や業界団体が作成する技術利用や運用の際の注意点などをまとめた文書

2. 残る論点

○編集方針

○インセンティブ設計

編集方針

(青文字：前回からの追記箇所)

<テクノロジーマップの名称>

- ・ 規制に関心がある読者、規制に無関心な読者（技術に関心がある読者）の双方をターゲット層として適切な名称を検討する必要がある

<編集・発行・保守運用の主体>

- ・ エコシステム確立を待って、政府（デジタル庁）、政府関係機関、民間企業のいずれが編纂・発行・保守運用主体として適切かを判断する

<ターゲット>

- ・ 当面は規制の合理化を目的として、規制所管省庁の意思決定権者をターゲットに編集する
- ・ 続いて、規制対象事業者等による技術調達を後押しするため、組織内の実質的技術的決定権者や技術研究的な人材をターゲットとした記事を増やしていく

<テクノロジーマップに持たせたい機能>

- ・ 技術保有企業側のシーズと規制所管省庁側のニーズのマッチング機能
- ・ 利用者の求める範囲・軸でマップを自動生成する機能
- ・ 技術の解説記事としての役割
「技術が未来をこう変えていく」ということを技術的裏付けをもって書く
「技術レポジトリ／ドキュメント集／技術検証記事集」として書く
- ・ 官が主体的にデジタル化を推進する立場のもと、官がテクノロジーマップ掲載技術を活用しデジタル化に成功したベストプラクティスを積極的に共有する役割
- ・ その他の文書との連携
 - ・ 規制実施ガイドライン：規制官庁が作成する規制実施に関する手法や注意点などをまとめた文書
 - ・ 個別技術ガイドブック：企業や業界団体が作成する技術利用や運用の際の注意点などをまとめた文書

<文書編集形式>

- ・ 自動処理や二次利用のしやすい技術中立的な形式とする

<継続的な更新・運用のインセンティブ>

- 当初は官主導で立ち上げるが、民主導でエコシステムとして更新が継続する状態を目指す。但し、中立性の確保、モラルハザードが生じないための仕組みを検討する必要がある。
- テクノロジーマップ保守運用のためにどういった組織、ケイパビリティ、リソースが必要か検討し、調整する。
- 技術保有者が更新しやすい仕組みが大切であり、投稿者の意欲をかきたてるよう、技術情報を投稿してから反映されるまでの時間を短くする仕組みについて検討する。

<テクノロジーマップ利用のインセンティブ>

- 規制所管省庁、技術保有者、現場を抱える規制対象事業者がテクノロジーマップを活用するインセンティブをそれぞれ設計する。
 - 規制所管省庁がテクノロジーマップを確実に参照し、規制の見直しを不断に行う仕組みを整備する
 - 技術保有者向けには、政府が直接調達する技術について円滑に政府調達につなげる仕組みを検討する（デジタルマーケットプレイス（DMP）の動向も参照）
 - 規制遵守の必須要件（カタログ掲載項目）の設定、技術検証の要否の判断等は規制所管省庁と連携して行うことにより、規制対象事業者にとっての利用価値を向上させる
- 規制の実施主体が技術を導入する際に、設備等への投資や移行に係るコストなどのため一時的に費用増が発生したり、運用変更のため一時的にパフォーマンス低下が発生することが考えられることから、規制の実施主体が投資意欲を掻き立てるインセンティブ設計を行う必要がある。